

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成23年  
3月29日  
(火曜日)

## 目次

告示	山口県補助金等交付規則第二十条第一項第三号に規定する給付金に関する告示の一部改正(財政課)	一
山口県土地利用基本計画の変更の公表(地域政策課)	建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査(監理課)	二
道路の区域の変更(道路整備課)	道路の供用の開始(道路整備課)	九
自動車専用道路の指定(道路整備課)	長門都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)	九
周南都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)	玖珂都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)	九
周東都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)	大和都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)	〇
熊毛都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)	公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(二件)(港湾課)	一
教委規則	山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則	二
漁業法第六十七条第一項の規定による告示	雑報	三
県報の正誤(平成十八年三月十七日山口県告示第百五十五号ほか一件)		三

### 山口県告示第四百十号

山口県補助金等交付規則第二十条第一項第三号に規定する給付金に関する告示(平成十九年山口県告示第百十六号)の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月二十九日

山口県知事 二井 関成

二に次のように加える。

(三) おいでませ!山口国体会場地市町運営交付金

### 山口県告示第四百一十一号

国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第一項の規定により定められた山口県土地利用基本計画を変更したので、次の要領により公表する。

平成二十三年三月二十九日

山口県知事 二井 関成

一 計画の変更の内容

(一) 山口県土地利用基本計画書に係る変更の要旨  
土地利用の基本方向の一部を変更した。

(二) 山口県土地利用基本計画図に係る変更の要旨  
ア 農業地域及び森林地域の一部を変更した。  
イ 変更に係る市町の区域

下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、周南市、山陽小野田市及び熊毛郡田布施町の区域

(三) 変更の詳細

縦覧に供する変更後の山口県土地利用基本計画書及び山口県土地利用基本計画図のとおり

二 縦覧の場所

山口県地域振興部地域政策課並びに各市役所及び各町役場

山口県告示第四百十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の五第一項及び第六十七條の十一第二項の規定により、平成二十三年度において県が発注する建設工事等(次の一に掲げるものをいう。以下同じ。)の契約(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用されるものに限る。以下「特定調達契約」という。)に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)及び当該競争入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十三年三月二十九日

山口県知事 二井 関 成

一 建設工事等

(一) 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二条第一項に規定する建設工事(以下「建設工事」という。)

(二) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)第十条第三号に規定する建設コンサルタントの行う業務(以下「建設コンサルタント業務」という。)(のうち建築に関する工事に係るもの(以下「建築関係建設コンサルタント業務」という。))

二 競争入札参加資格

(一) 競争入札に参加することができる者は、次に掲げる者とする。

1 建設工事にあつては、法第二条第三項に規定する建設業者(以下「建設業者」という。)(で、平成二十一年八月一日の直後の事業年度終了の日以降に、法第二十七條の二十三第一項に規定する経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)(を受け、資格審査申請時までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七條の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの)の数値が、次に掲げる建設工事の種類に応じ、それぞれ当該種類ごとに定める数値以上であるもの

- (1) 土木一式工事 九百
  - (2) 建築一式工事 八百
  - (3) 鋼構造物工事 七百五十
- 2 建築関係建設コンサルタント業務にあつては、建築関係建設コンサルタント業務を営む者(建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)第二条第一号に規定する建築物に係る建設コンサルタント業務を営む者)にあつては、建築士法(昭和二

十五年法律第二百二号)第二十三條第一項の登録を受けた者に限る。以下「建築関係建設コンサルタント」という。)(で、次に掲げる事項を審査して行う資格審査において、最上位等級に格付される資格を有するもの

(1) 経営規模

ア 資格審査の申請をする日(以下「申請日」という。)(の属する事業年度の直前の事業年度の終了の日(以下「審査基準日」という。)(以前二年の公共測量等の種類別年間平均実績高

(2) 経営状況

- ウ 申請日における公共測量等に従事する職員の数
- ア 基準決算における流動比率
- イ 基準決算における自己資本固定比率
- ウ 審査基準日以前一年における総資本純利益率

(3) 職員の資格取得状況

(4) 品質管理及び品質保証のためのシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無

(5) 環境マネジメントシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無

(6) 環境マネジメントシステムに関する財団法人地球環境戦略研究機関(平成九年四月二十一日に財団法人地球環境戦略研究機関という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)(持続性センター)の認証及び登録の有無

(7) 次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二十号)第十二條第一項に規定する一般事業主行動計画(以下「一般事業主行動計画」という。)(の策定及び届出の有無

(8) 会社の合併の有無

(9) その他の事項

申請日までの営業年数

三 資格審査の申請の時期及び方法

(一) 申請の時期は、随時とする。

(二) 資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書(別記第一号様

式。以下「申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

- (三) 申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
  - 1 県外に主たる営業所を有する建設業者(以下「県外建設業者」という。)にあつては許可証明書又は許可通知書の写し、建築関係建設コンサルタント(建築士法第二十三条第一項の登録を受けた者に限る。)にあつては登録証明書又は登録通知書の写し
  - 2 県外建設業者及び建築関係建設コンサルタントにあつては、営業所一覧表(別記第二号様式)
  - 3 建築関係建設コンサルタントにあつては、公共測量等経歴書(別記第三号様式)
  - 4 建築関係建設コンサルタントにあつては、技術者経歴書(別記第四号様式)
  - 5 納税証明書(外国法人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類)
  - 6 個人にあつては、誓約書(別記第五号様式)
  - 7 建設業者にあつては、資格審査申請時までに申請した直近の経営事項審査に係る総合評価値通知書の写し
  - 8 建築関係建設コンサルタントにあつては、審査基準日以前一年の各事業年度の財務諸表
  - 9 建築関係建設コンサルタントで二の(一)の2の(5)に定める国際標準化機構の認証を取得したものにあつては、当該認証に係る登録証の写し
  - 10 建築関係建設コンサルタントで二の(一)の2の(6)に定める環境マネジメントシステムに関する財団法人地球環境戦略研究機関持続性センターの認証及び登録を受けたものにあつては、当該認証及び登録を証する書面の写し
  - 11 建築関係建設コンサルタントで二の(一)の2の(7)に定める一般事業主行動計画の策定及び届出を行ったものにあつては、都道府県労働局長に提出した当該届出の写し
  - 12 その他知事が特に必要があると認める書類
- (四) 申請書等の作成に用いる言語等
  - 1 申請書は日本語で作成をし、その他の書類で外国語で記載されたものは訳文の付記又は添付をしなければならない。
  - 2 添付書類に記載する金額については、出納官史事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件(平成二十二年財務省告示第四百十八号)に示す外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載しなければならない。

四 共同企業体の特例

- 建設業者が、知事が別に定めるところにより、共同企業体を結成して競争入札に参加することを希望する場合には、共同企業体競争入札参加資格審査申請書(別記第六号様式)に知事が別に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 五 資格審査の結果の通知
 

資格審査の結果は、申請者に通知する。
  - 六 審査事項等の変更の届出
 

競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、競争入札参加資格審査事項等変更届(別記第七号様式)に三の(三)に掲げる書類(変更に係るものに限る。)を添えて、知事に提出しなければならない。

    - (一) 許可番号若しくは許可年月日又は登録番号若しくは登録年月日
    - (二) 商号又は名称
    - (三) 代表者の氏名
    - (四) 営業所の名称、所在地又は電話番号
    - (五) 県内の営業所の新設又は廃止
    - (六) 代理人
  - 七 その他
    - (一) 特定調達契約により平成二十三年度において調達する特定役務のうち建設工事の種類は法第三条第二項に規定する土木一式工事、建築一式工事及び鋼構造物工事とし、建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの種類は建築関係建設コンサルタント業務とする。
    - (二) 有効期間満了後の期間に係る競争入札参加資格の審査を希望する者は、平成二十三年度中に平成二十四年度に係る競争入札参加資格についての審査の公示をすることを予定しているので当該公示に基づき申請の手続をとること。
    - (三) この資格審査についての問合せは、山口県土木建築部監理課(電話〇八三一九三三三六二九)にすること。

別記

第1号様式（その1）  
（建設業者の場合）

受付番号
------

競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

⑩

許可を受けている建設業	国土交通大臣 許可 ( ) 第 号 知事	年 月 日	工事業 許可 号
	国土交通大臣 許可 ( ) 第 号 知事		
		年 月 日	

貴県所管に係る建設工事の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。  
なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記

第1号様式（その2）  
（建築関係建設コンサルタントの場合）

受付番号
------

競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

⑩

登録を受けている事業	建設コンサルタント 登録 号	年 月 日	登録 号
------------	----------------	-------	------

貴県所管に係る建築関係建設コンサルタント業務の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。  
なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第2号様式

営業所一覽表

営業所			
名称	許可を受けている建設業又は登録をを受けている事業	所在地	電話番号
(主たる営業所)			
(その他の営業所)			
計			

記入要領

- 1 「名称」欄は、本店又は支店若しくは常時建設工事等の請負契約等を締結する事務所の名称を記入すること。
- 2 「許可を受けている建設業又は登録を受けている事業」欄は、建設業者の場合にあっては、許可を受けている建設業のうち当該営業所において営業する建設業の種類ごとに建設業法施行規則（昭和24年建設省令第4号）別記様式第1号の記載要領の6の表中の（ ）で示された略号で記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第3号様式

公共測量等経歴書

(公共測量等の種類)

注文者	元請又は下請の区別	公共測量等の名称	公共測量等を行う場所のある都道府県名	委託料の額 (消費税込み)	着手年月	
					完成(完成予定)年月	年月
				千円	年	月
					年	月
					年	月
					年	月
					年	月
					年	月
					年	月
					年	月

記入要領

- 1 この表は、公共測量等の種類ごとに作成すること。
- 2 この表は、直前2年間の主な完了した公共測量等及び直前2年間に着手した主な未了の公共測量等について記入すること。
- 3 下請に係る公共測量等については、「注文者」欄は直接注文した者の商号又は名称を記入し、「公共測量等の名称」欄は下請に係る公共測量等の名称を記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第4号様式

技 術 者 経 歴 書

(公共測量等の種類)

氏 名	生年月日	最終学校		法令による免許等		実 務 経 歴	経 験 年 月 数
		学校名	専 攻 学 科 名	名 称	取得年月日		
	年 月 日				年 月 日		年 月
	年 月 日				年 月 日		年 月
	年 月 日				年 月 日		年 月
	年 月 日				年 月 日		年 月
	年 月 日				年 月 日		年 月
	年 月 日				年 月 日		年 月
	年 月 日				年 月 日		年 月
	年 月 日				年 月 日		年 月
	年 月 日				年 月 日		年 月

記入要領

- 1 技術者は、公共測量等の種類ごとに区分し、各区分ごとに別業とすること。
  - 2 「最終学校」欄は、公共測量等に関するもののみについて記入すること（例…○○大学土木工学科）。
  - 3 「法令による免許等」欄は、公共測量等に関し法律又は命令による免許又は技術者若しくは技能の認定を受けた旨を記入すること（例…○○建築士等）。
  - 4 「実務経歴」欄は、最近のものから順次記入し、純粹に公共測量等に従事した職種及び地位を記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第5号様式

誓 約 書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住所  
氏名

⑪

私は、成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ないものいずれにも該当しないことを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第 6 号様式 ( その 1 )  
( 経常建設工事共同企業体の場合 )

共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 ( 共同企業体の代表者 )

住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑭

下記の共同企業体について、貴県所管に係る建設工事の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

共同企業体の名称	許可を受けている建設業	許可番号	許可年月日
構 成 員 商号又は名称及び代表者氏名 ( 代表者 )			
希望する工事種別			
希望する工事場所			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

第 6 号様式 ( その 2 )  
( 特定建設工事共同企業体の場合 )

共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 ( 共同企業体の代表者 )

住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑭

下記の共同企業体について、貴県所管に係る 工事の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

共同企業体の名称	許可を受けている建設業	許可番号	許可年月日
構 成 員 商号又は名称及び代表者氏名 ( 代表者 )			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

## 第6号様式（その3）

(建設コンサルタント共同企業体の場合)

共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 (共同企業体の代表者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(印)

下記の共同企業体について、貴県所管に係る 業務の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

共同企業体の名称		登録を受けている事業	登録番号	登録年月日
構	商号又は名称及び代表者氏名 (代表者)			
成				
員				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

平成23年3月29日 火曜日

山 口 県 警 察 (定期)

第 2245 号

## 第7号様式

競争入札参加資格審査事項等変更届

年 月 日

山口県知事 様

届出者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

(印)

下記のとおり競争入札参加資格に係る審査事項等に変更が生じたので、関係書類を添えて届け出ます。

記

業 者 種 別	1 建設業者	2 建設コンサルタント
変 更 事 項	/ 許可番号若しくは許可年月日又は登録番号若しくは登録年月日 2 商号又は名称 3 代表者の氏名 4 営業所の名称、所在地又は電話番号 5 県内の営業所の新設又は廃止 6 代理人	
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日	

記入要領

「業者種別」欄及び「変更事項」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

平成23年3月29日 火曜日

山 口 県 警 察 (定期)

第 2245 号

**山口県告示第四百二十三号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道  
路線名 益田阿武線  
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
阿武郡阿武町大字奈古字河内一九三の四地先から同郡同町大字字宮ノ下三三三の一地先まで	旧	最狭 二〇・〇 最広 四一・〇	七七六・三	
	新	最狭 二七・四 最広 四九・〇	七六〇・〇	道路改良工事で完了による。

**山口県告示第四百四十四号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
益田阿武線	阿武郡阿武町大字奈古字河内一九三の四地先から同郡同町大字字宮ノ下三三三の一地先まで	平成二十三年三月三十日

**山口県告示第四百四十五号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定により、次のとおり自動車専用道路を指定する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

山口県知事 二井 関成

路線名	区 間	延 (メートル)長	指定の期日
山口県宇部線	宇部市大字小串字沖ノ山一九七八の二五地先から同市大字藤曲字昭和開作一五七五の八一地先まで	一、四九六・〇	平成二十三年三月三十日

**山口県告示第四百四十六号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、長門都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年三月二十九日

山口県知事 二井 関成

- 一 施行者の名称  
長門市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
長門都市計画下水道事業長門市公共下水道
- 三 事業施行期間  
昭和二十八年八月二十五日から平成二十九年三月三十一日まで
- 四 事業地  
長門市仙崎、東深川、西深川、深川湯本及び俵山

**山口県告示第四百四十七号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、周南都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年三月二十九日

一 施行者の名称

光市

二 都市計画事業の種類及び名称

周南都市計画下水道事業光市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十三年二月二十八日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

光市島田一丁目、島田二丁目、島田三丁目、島田四丁目、島田五丁目、島田六丁目、島田七丁目、協和町、和田町、宮ノ下町、木園一丁目、浅江一丁目、浅江二丁目、浅江三丁目、浅江四丁目、浅江五丁目、浅江六丁目、浅江七丁目、虹ヶ浜一丁目、虹ヶ浜二丁目、虹ヶ浜三丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目、中央六丁目、光井一丁目、光井二丁目、光井三丁目、光井四丁目、光井五丁目、光井六丁目、光井七丁目、光井八丁目、光井九丁目、上島田一丁目、上島田二丁目、上島田三丁目、上島田四丁目、上島田五丁目、上島田六丁目、上島田七丁目、中島田一丁目、中島田二丁目、中島田三丁目、岩狩一丁目、岩狩二丁目、岩狩三丁目、三井一丁目、三井二丁目、三井三丁目、三井四丁目、三井五丁目、三井六丁目、三井七丁目、三井八丁目、室積一丁目、室積二丁目、室積三丁目、室積四丁目、室積五丁目、室積六丁目、室積七丁目、室積八丁目、室積東ノ庄、室積神田、室積市延、室積西ノ庄、室積沖田、室積中央町、室積正木、室積松原、室積大町、室積新開一丁目、室積新開二丁目、千坊台一丁目、千坊台二丁目、千坊台三丁目、花園一丁目、花園二丁目、宝町、丸山町、中村町、虹ヶ丘一丁目、虹ヶ丘二丁目、虹ヶ丘三丁目、虹ヶ丘四丁目、虹ヶ丘五丁目、虹ヶ丘六丁目、虹ヶ丘七丁目、大字三井及びび大字浅江

山口県告示第四百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、玖珂都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年三月二十九日

山口県知事 二井 関成

一 施行者の名称

山口県知事 二井 関成

岩国市

二 都市計画事業の種類及び名称

玖珂都市計画下水道事業玖珂町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十八年十二月二十三日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

岩国市玖珂町

山口県告示第四百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、周東都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年三月二十九日

山口県知事 二井 関成

一 施行者の名称

岩国市

二 都市計画事業の種類及び名称

周東都市計画下水道事業周東町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十九年四月六日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

岩国市周東町下久原、西長野、上久原及び用田

山口県告示第四百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、大和都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年三月二十九日

山口県知事 二井 関成

一 施行者の名称

光市

二 都市計画事業の種類及び名称

三 大和都市計画下水道事業光市流域関連公共下水道  
事業施行期間  
昭和五十六年十二月十五日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地  
光市大字岩田、大字三輪及び大字束荷

山口県告示第百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、熊毛都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年三月二十九日

山口県知事 二井 関 成

一 施行者の名称  
周南市

二 都市計画事業の種類及び名称  
熊毛都市計画下水道事業周南市流域関連公共下水道

三 事業施行期間  
昭和五十六年一月三十日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

周南市新清光台二丁目、新清光台三丁目、新清光台四丁目、清光台町、鶴見台一丁目、鶴見台二丁目、鶴見台三丁目、鶴見台四丁目、鶴見台五丁目、鶴見台六丁目、高水原一丁目、高水原二丁目、高水原三丁目、熊毛中央町、呼坂本町、藤ヶ台一丁目、藤ヶ台二丁目、勝間ヶ丘二丁目、勝間ヶ丘三丁目、大字小松原、大字清尾、大字樋口、大字安田、大字原、大字呼坂、大字中村及び大字大河内

山口県告示第百五十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成二十三年三月二十九日

徳山下松港港湾管理者

山口県

山口県知事 二井 関 成

一 埋立区域（第二工区）

(一) 位置

下松市大字西豊井字恵宝屋一三八三の三及び一三八三の一六地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から17の地点までを順次結んだ線、17の地点と18の地点を結ぶ平成二十一年十二月十六日付け指令平二一港湾第三〇七三号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L. + 三・四〇メートル）、18の地点と19の地点を結ぶ昭和四十二年九月二十九日付け指令港湾第一一一三号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L. + 三・六〇メートル）及び19の地点から20の地点を経て1の地点に至る平成四年春分の満潮位（D.L. + 三・四〇メートル）における公有水面と徳山下松港新川防波堤との境界線に囲まれた区域

1の地点 徳山下松港新川防波堤灯台（北緯三四度〇〇分〇九・九〇三秒東経一三一度五一分四二・〇九九秒）から二九三度四三分一三秒一七・四一メートルの地点

トルの地点

- 2の地点 1の地点から二〇四度五二分五五秒一八・八六メートルの地点
- 3の地点 2の地点から一九四度四九分三九秒〇・〇二メートルの地点
- 4の地点 3の地点から二〇四度四九分三九秒二〇・九六メートルの地点
- 5の地点 4の地点から一九三度五一分〇二秒〇・一〇メートルの地点
- 6の地点 5の地点から二〇四度一分四七秒〇・五〇メートルの地点
- 7の地点 6の地点から一八度三一分二三秒〇・一〇メートルの地点
- 8の地点 7の地点から二〇五度〇一分一七秒一九・七二メートルの地点
- 9の地点 8の地点から二九六度〇五分〇九秒〇・一一メートルの地点
- 10の地点 9の地点から二〇四度三二分四八秒〇・五二メートルの地点
- 11の地点 10の地点から一一二度三九分五二秒〇・一〇メートルの地点
- 12の地点 11の地点から二〇五度〇〇分二四秒一・一九・三四メートルの地点
- 13の地点 12の地点から二九五度一五分四七秒〇・一〇メートルの地点
- 14の地点 13の地点から二〇四度四一分一七秒〇・五二メートルの地点
- 15の地点 14の地点から一一七度二四分二七秒〇・〇九メートルの地点
- 16の地点 15の地点から二〇五度〇五分〇八秒九・六一メートルの地点
- 17の地点 16の地点から二九五度〇一分〇二秒一九〇・一〇メートルの地点

- 18の地点 17の地点から二五度〇〇分〇〇秒二九〇・九一メートルの地点
- 19の地点 18の地点から一一四度二二分二九秒二九・四二メートルの地点
- 20の地点 19の地点から二〇五度二四分三〇秒一・三六メートルの地点

(三) 面積

五五、一六二・九八平方メートル

二 免許の年月日及び番号  
平成四年十二月十五日 指令港湾第六七二号

三 関係図書を閲覧できる市町  
下松市

四 認可を受けた者  
山口市滝町一番一号  
山口県

五 認可の年月日  
山口県知事 二井 関成  
平成二十三年三月十八日

**山口県告示第百五十三号**

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成二十三年三月二十九日

山口県知事 二井 関成

一 埋立区域

(一) 位置

宇部市八王子町一四六六の七三先公有水面

(二) 区域

次の1の地点と2の地点を結ぶ平成十九年春分の満潮位（D.L. +三・八五メートル）における公有水面と宇部岬九号護岸との境界線、2の地点から8の地点までを順次結んだ線及び1の地点と8の地点を結ぶ平成十八年一月二十日付け指令平一七港湾第六九八号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L. +三・四八メートル）に囲まれた区域

1の地点 宇部市大字沖宇部字沖ノ山の明神町沖四等三角点（北緯三三度五五分四一・〇四〇秒東経一三一度一四分五七・四〇五秒）から一〇五度〇一分三

- 一秒一、三九七・二九メートルの地点
- 2の地点 1の地点から二六七度五八分〇〇秒六九・六八メートルの地点
- 3の地点 2の地点から三五七度二七分三八秒三・七九メートルの地点
- 4の地点 3の地点から八七度五六分〇八秒〇・七五メートルの地点
- 5の地点 4の地点から三五七度五九分二七秒七・〇七メートルの地点
- 6の地点 5の地点から八七度五四分四二秒五七・〇八メートルの地点
- 7の地点 6の地点から八九度二七分〇二秒一・八八メートルの地点
- 8の地点 7の地点から八七度五四分三四秒九・九五メートルの地点

(三) 面積

七五三・五〇平方メートル

二 免許の年月日及び番号  
平成二十年四月七日 指令平二〇港湾第六号

三 関係図書を閲覧できる市町  
宇部市

四 認可を受けた者  
宇部市常盤町一丁目七番一号  
宇部市

五 認可の年月日  
宇部市長 久保田后子  
平成二十三年三月十八日



山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十九日

山口県教育委員会

**山口県教育委員会規則第一号**

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和三十二年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表山口県立岩国工業高等学校の項中

「県立工業科」	3	49
「県立工業科」	3	1

を

「県立工業科」に改め、「全日割課材料七学科」を平成21年度から併修編成

併修する。を削り、別表の4の表山口県立岩国総合支援学校の項中「22」を「30」に改め、同表山口県立田布施総合支援学校の項中「41」を「49」に改め、同表山口県立徳山総合支援学校の項中「22」を「30」に改め、同表山口県立防府総合支援学校の項中「36」を「38」に改め、同表山口県立山口南総合支援学校の項中「27」を「35」に改め、同表山口県立山口総合支援学校の項中「42」を「47」に改め、同表山口県立宇部総合支援学校の項中「55」を「68」に改め、同表山口県立下関南総合支援学校の項中

「専修科」3「8」を「専修科」3「11」に改め、同表山口県立豊浦総合支援学

校の項中「22」を「19」に改め、同表山口県立萩総合支援学校の項中「22」を「33」に改める。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。



山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第一百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十三年三月二十九日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会

会長 大西 一治

一 指示の内容

殻長三センチメートル以下のあさはら、採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業を内容とする共同漁業権に基づき種苗として採捕する場合は山口県漁業調整規則（昭和四十二年山口県規則第十一号）第五十条第一項の許可（同規則第三十七条第一項に規定するあさに係るものに限る。）を受けた者が採捕する場合は、この限り

でない。

二 適用海域

山口県瀬戸内海海区

三 指示の有効期間

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで



正 誤

平成十八年三月十七日山口県告示第百五十五号（周東都市計画下水道事業の事業計画の変更認可）

ページ	段	行	誤	正
一五	下	左から一	大字上久原、大字川上	大字上久原

平成二十三年三月二十二日山口県告示第百十九号（山口県補助金等交付規則第二条第一項第三号に規定する給付金に関する告示の一部改正）

ページ	段	行	誤	正
四	下	一	食糧・自給率向上・産地再生緊急対策交付金	食料・自給率向上・産地再生緊急対策交付金

平成二十三年三月二十九日  
発行

発行人

山口県知事